

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

◆実践的・試行的な活動

○市街地循環バス実証運行

中心市街地における公共交通の利便性の向上や郊外部などから中心市街地への交通アクセスの向上のため、バスの実証運行を実施した。

なお、実証運行では公共交通に関する需要を把握するため、バス車内にてアンケートを実施した。

表 運行概要

運行概要	十和田市中央バス停を中心に、1日8便(約1時間おき)、1周約40分で運行
運行期間	平成30年7月6日(金)～9月30日(日) ※8月4日、9月7・8・9・22・23日は運休
運賃	1回の乗車につき100円 ※定期券・回数券は利用不可 ※小学校入学前の子どもの運賃は無料



図 市街地循環バス実証運行 経路図

表 市街地循環バス実証運行 時刻表

バス停		西→東回り線			
番号	停留所名				
①	十和田市中央	9:30	11:30	14:30	16:30
②	十和田市現代美術館前	9:33	11:33	14:33	16:33
③	市役所前	9:34	11:34	14:34	16:34
④	中央病院	9:35	11:35	14:35	16:35
⑤	北園	9:37	11:37	14:37	16:37
⑥	金崎団地	9:38	11:38	14:38	16:38
⑦	若葉団地	9:40	11:40	14:40	16:40
⑧	ユニバース十和田西店	9:41	11:41	14:41	16:41
⑨	カケモ切田通り店	9:44	11:44	14:44	16:44
⑩	西穂並	9:47	11:47	14:47	16:47
⑪	文化センター前	9:48	11:48	14:48	16:48
⑫	官庁街通	9:50	11:50	14:50	16:50
⑬	十丁目	9:52	11:52	14:52	16:52
⑭	ユニバース十和田東店	9:54	11:54	14:54	16:54
⑮	東十一番町	9:56	11:56	14:56	16:56
⑯	ヤマヨ前	9:57	11:57	14:57	16:57
⑰	みちのく温泉前	10:00	12:00	15:00	17:00
⑱	カケモ三小通り店	10:02	12:02	15:02	17:02
⑲	東四番町	10:05	12:05	15:05	17:05
①	十和田市中央	10:08	12:08	15:08	17:08

バス停		東→西回り線			
番号	停留所名				
①	十和田市中央	8:20	10:20	13:20	15:20
⑱	東四番町	8:23	10:23	13:23	15:23
⑱	カケモ三小通り店	8:26	10:26	13:26	15:26
⑱	みちのく温泉前	8:28	10:28	13:28	15:28
⑯	ヤマヨ前	8:31	10:31	13:31	15:31
⑮	東十一番町	8:32	10:32	13:32	15:32
⑭	ユニバース十和田東店	8:34	10:34	13:34	15:34
⑬	十丁目	8:36	10:36	13:36	15:36
⑫	官庁街通	8:38	10:38	13:38	15:38
⑪	文化センター前	8:40	10:40	13:40	15:40
⑩	西穂並	8:41	10:41	13:41	15:41
⑨	カケモ切田通り店	8:44	10:44	13:44	15:44
⑧	ユニバース十和田西店	8:47	10:47	13:47	15:47
⑦	若葉団地	8:48	10:48	13:48	15:48
⑥	金崎団地	8:50	10:50	13:50	15:50
⑤	北園	8:51	10:51	13:51	15:51
④	中央病院	8:53	10:53	13:53	15:53
③	市役所前	8:54	10:54	13:54	15:54
②	十和田市現代美術館前	8:55	10:55	13:55	15:55
①	十和田市中央	8:58	10:58	13:58	15:58

[2] 都市計画等との調和等

1) 十和田市都市計画マスタープラン

平成23年(2011)3月に策定した「十和田市都市計画マスタープラン」では、将来都市像を「感動・創造都市～人が輝き 自然が輝き まちの個性が輝く理想郷～」としており、中心市街地には商業拠点・観光拠点の2つの都市型拠点が位置づけられている。

中心市街地においては、観光情報や産業の振興等、交流機能を持つ施設や、商業、住宅、広場空間を有した施設等、多様な賑わいのある空間形成を図るとともに、空き店舗の有効活用により商店街の連続性を図り、周辺道路の整備と併せ、利便性や回遊性の創出を図ることとしている。

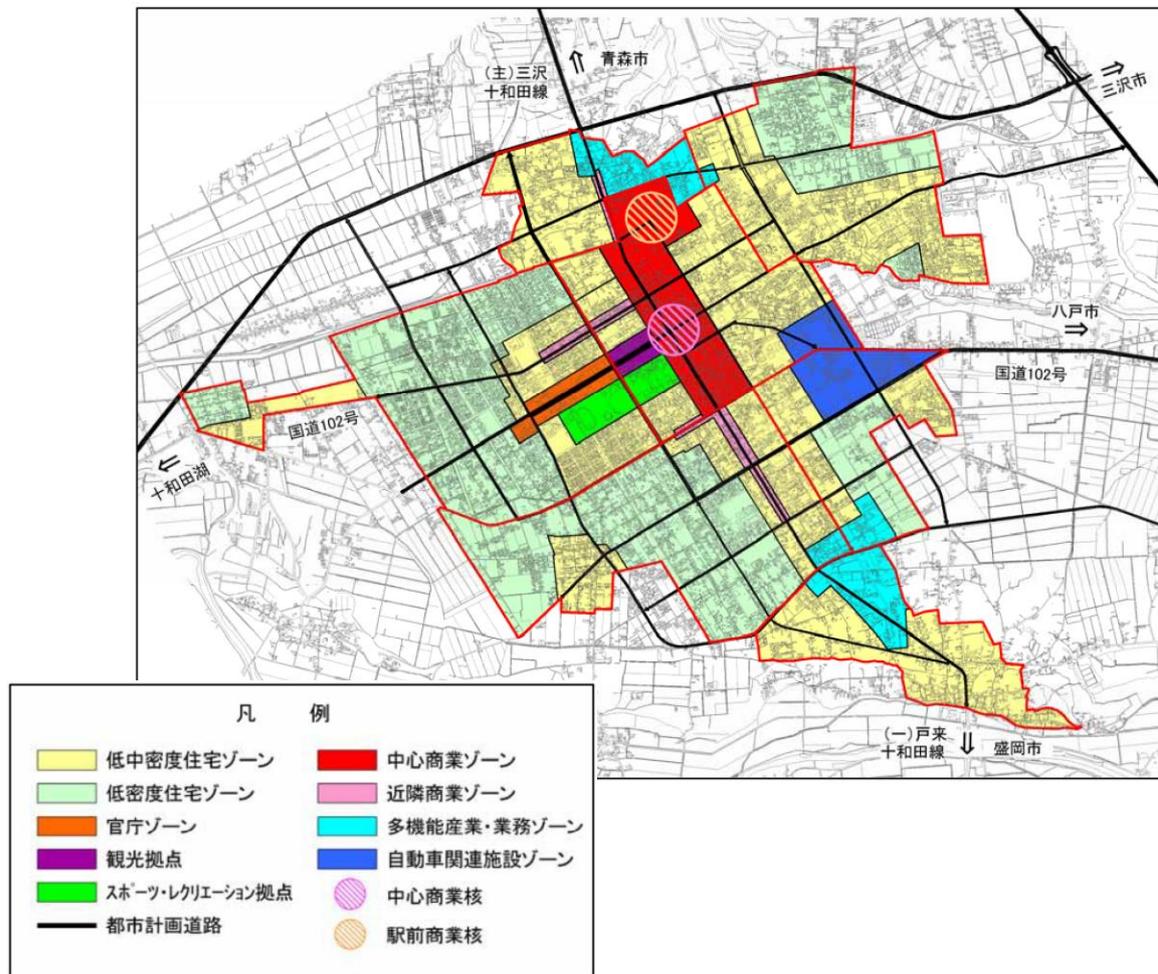


図 市街地エリアのゾーン別土地利用方針：再掲

資料：十和田市都市計画マスタープラン

2) 十和田市立地適正化計画

平成30年(2018)1月に策定・公表した「十和田市立地適正化計画」では、高齢者も安心して暮らし続けられるまちを目標として、様々な都市機能が中心部に集約され、郊外部も含めた市内各所から公共交通などでアクセスでき、また、市街地がコンパクト・高密度にまとまり身近な生活サービス(地域の生活を支える都市機能)や地域コミュニティが維持される都市構造を目指すことで、暮らしやすいまちづくりを進めることとしている。

さらに、中心市街地を市民みんなで使う都市機能の集積を図る「都市レベル」の都市機能誘導区域として位置づけ、医療施設、商業施設、福祉施設、文化施設等、行政施設等、交通拠点施設などを誘導するとともに、中心市街地を含む「居住誘導区域」に居住を誘導するための様々な施策を展開していくことで、将来的にも区域内の人口密度を維持することとしている。

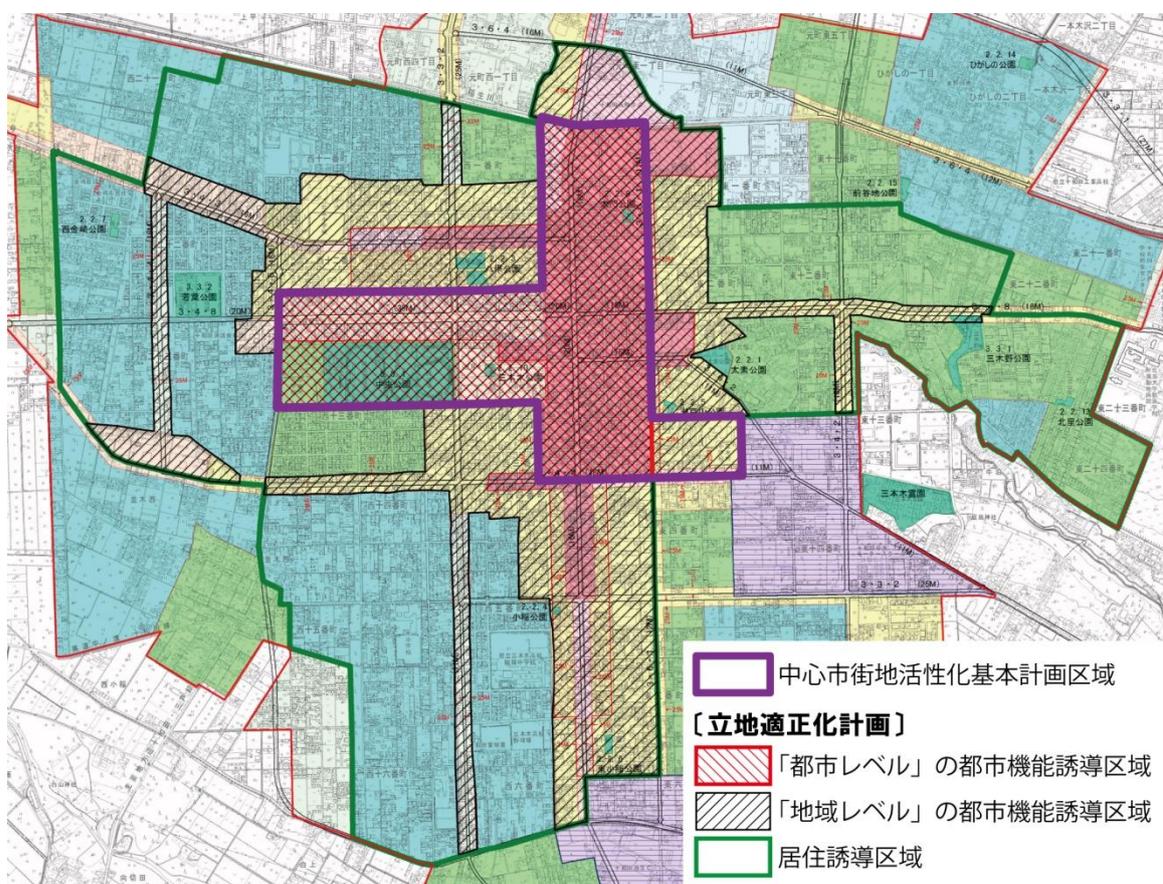


図 本計画と立地適正化計画の区域

3) 十和田市地域公共交通網形成計画

平成30年(2018)3月に策定した「十和田市地域公共交通網形成計画」では、市内外において活発に交流・連携し、地域の賑わいにあふれたまち、高齢者など誰もが安心しておでかけすることができるまち、過度に自動車に依存することなく暮らすことができるまち、を基本方針に掲げている。また、基本方針の実現に向け、中心市街地ゾーンにおいては、拠点間の移動利便性の向上、周辺部から市街地へのアクセス性の向上、核となる交通結節点の確保を図ることとしており、計画に基づく実施事業として、中心市街地における循環路線の導入や中心市街地における交通拠点の設定を位置づけている。

[3] その他の事項

1) 十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略

平成 28 年（2016）2 月に策定（平成 30 年（2018）3 月に総合戦略を改訂）した「十和田市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」では、地域における安定した雇用を創出する、地域への新しいひとの流れをつくる、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する、の 4 つの基本目標を掲げている。このうち、地域における安定した雇用を創出する、の中では、中心市街地と十和田市現代美術館の連携強化を図ることで、観光客の満足度を高める態勢の整備を推進していくこととしている。

2) 地域包括支援センターの整備

本市では、これまで郊外（旧十和田湖町内）に立地していた地域包括支援センターの体制強化を目的に、市内を 3 圏域に分けてそれぞれに 1 か所ずつ委託型地域包括支援センターを設置することとし、運營業務を受託する法人を公募したうえで、審査を経て委託先を選考している。

新たな地域包括支援センターは平成 30 年（2018）4 月に開設されており、3 施設のうち 1 施設は中心市街地活性化基本計画区域に立地している。

3) 市営住宅の整備

本市では、老朽化が進んだ市営住宅を立地適正化計画の居住誘導区域内に集約することとし、中心市街地内の公的ストック（市民東プール跡地）及び事業者が提案する居住誘導区域内の民有地において、PFI（民間資金等活用事業）を活用して必要戸数を整備することを想定している。（市営住宅整備事業）

4) 大規模小売店舗立地法の特例区域の指定継続

中心市街地では、大型店の迅速な立地等を促すことを目的とした大規模小売店舗立地法の特例区域が指定されている。

このうち、一部の区域については、本計画に基づいて高次・複合都市施設整備事業、交通拠点整備事業、（仮称）地域交流センター整備事業を実施する予定となっているが、その他の区域についても引き続き中心市街地の活性化に資する大型店の立地等を促していくため、青森県との連携・調整のもとで特例区域の指定を継続する。

また、事業の進捗などに応じて、青森県とも協議しつつ、指定区域の追加や変更を検討する。

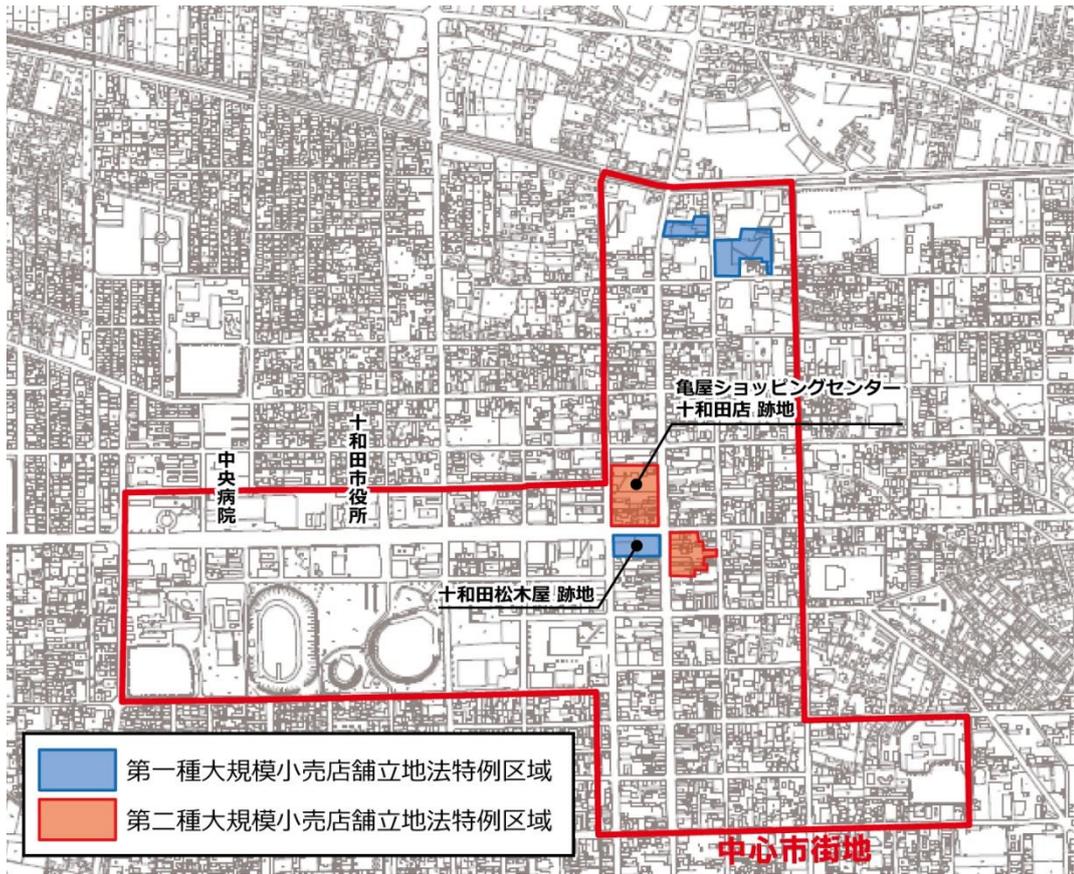


図 大規模小売店舗立地法の特例区域：再掲

資料：十和田市